

# 令和5年10月農業委員会総会議事録

日 時 令和5年10月31日（火曜日） 議事開始 午前8時55分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

## 出席委員

【農業委員】 稲田 優 竹下 助範 山下 正成 森永 良仁  
新原 正次 岩屋 美智子 田中 雄策 栗下 章二  
前原 幸太郎 田上 みゆき

【推進委員】 宮田 吉人 増田 賢造 津口 えりこ 坂元 清美  
下原 小枝子 山野 真澄 中津 ゆみ子 土器 三紀夫  
中津 富夫 米倉 千春 山口 長徳 園田 義保  
吐師 伸次郎 吉田 尚美 上村 ゆかり

## 欠席委員

【農業委員】 なし

【推進委員】 杉元 義男 福迫 久利 鶴田 幸一

## 事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主査	宮原 直子	農地調整係主任主事	馬越脇 浩
農地調整係主事	佐藤 純大		

議 題

- 報告第11号 農地等の合意解約について
- 報告第12号 農地法第5条の規定による許可書の返戻について
- 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第36号 農用地利用集積計画について
- 議案第37号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第39号 非農地証明願いについて



るものです。

次の3ページです。最後に整理番号22番ですが、これも今後農地を売却する予定のため解約するものです。

以上、ご報告いたします。

稲田議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質問がないようですので、次に報告第12号「農地法第5条の規定による許可書の返戻について」事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

報告第12号、農地法第5条の規定による許可書の返戻について説明いたします。

4ページをお開きください。今月の許可返戻件数は1件です。申請人等の住所氏名は省略させていただきます。

5ページをお開きください。整理番号1番、申請地は、大字〇〇、田3筆、1, 623㎡で、建売住宅建設のために平成15年に許可が出されたものですが、当時の譲渡人が共有名義で複数人おり、申請する段階では全員からの承諾を得ることができたが、土地所有権移転時に共有者全員から承諾が得られず、着工に至らなかったため今回許可書を返戻するものです。

こちらは備考欄に記載の通り、農地法第4条整理番号1番関連です。

稲田議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。6ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転2件のみとなります。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いたします。

7ページになります。整理番号1番、田3筆、1,735㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、次の8ページまでになります。畑1筆、1,314㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

以上、所有権移転2件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

稲田委員

事務局の説明が終わりました。議案第35号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転、整理番号1番の土地の報告を福迫委員にお願いしていましたが、代わって事務局に。申請人「受人」の報告を下原委員にお願いします。まずは、事務局にお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

整理番号1番の農地3筆について、事務局から代読報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備は、過去に行われており、申請地周辺の状況は、山林、宅地、水田が混在しており悪い状況です。〇〇番、469㎡と〇〇番、317㎡の2筆は、三角形と、台形で山林の下にあり、日照、用排水は不良です。10年程前から荒廃し、遊休化が進んでいます。取得後は、トラクターで荒起こしをするなど保全管理を行い、耕作できるようになりましたら、水稻を作付けしますとの事です。後の1筆、〇〇番、949㎡は、南北の長方形で、日照・用排水・接道は良好ですがこの圃場も10年間、遊

休農地化しておりましたが、来年は水稻の作付けをしたいとの事でした。

稲田議長 次に、下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

稲田議長 下原委員。

下原委員 整理番号1番の受人の状況について報告します。受人の営農状況は、稲作主体の専業農家です。受人と渡人との関係は、田が隣接した知人になります。受人は後継者もおり、営農も一生懸命されており、渡し人の圃場の除草もしていると話されました。所有農地や畦畔、用水水路も適切に管理されており、問題ないと判断します。皆様のご審議方をお願いします。

稲田議長 次に、整理番号2番の土地の報告を福迫委員にお願いしていましたが代わって事務局に。申請人「受人」の報告を下原委員にお願いします。まずは、事務局にお願いします。

事務局 議長。

稲田議長 事務局。

事務局 整理番号2番の農地1筆について代読で報告します。申請地は、〇〇自治会内にあります。周辺一帯は、宅地で、将来宅地用として購入されていました。基盤整備は、過去にされていました。南側に市道があり、北側、東側、西側は、全て宅地であり、この申請地だけが畑となっています。日照、排水の条件は、良い場所でした。周囲に迷惑をかけないため、一年に5回程、保全管理、下払いを行ってきたとの事です。

稲田議長 次に、下原委員にお願いします。

下原委員 議長。

稲田議長 下原委員。

下原委員 整理番号2番の受人の状況について、報告いたします。受人の営農状況は、建設業との兼業農家です。受人と渡人との関係は、知人

です。後継者はいません。取得後は、玉ねぎ、ニラ、甘藷などを作付けする予定です。地域との調和について、受人は、兼業農家ですが営農も一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており適切と判断します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

稲田議長

各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計2件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

稲田議長

ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより、議案第35号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第35号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第36号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

それでは議案第36号「農用地利用集積計画について」説明します。

今月の計画件数は、所有権移転4件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。また、法人の場合は、年齢が空欄となります。

10ページです。整理番号1番、畑1筆、1, 574㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田2筆、畑2筆、計4筆、3, 318㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

11ページです。整理番号3番、田2筆、2, 921㎡の売買です。価格は10a当たり〇〇円です。

12ページです。整理番号4番、田3筆、3, 108㎡の売買です。価格は10a当たり〇〇円です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

稲田議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第36号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第36号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第36号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知しま

す。

次に議案第37号「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

議案第37号「農用地利用集積等促進計画について」説明します。

13ページをご覧ください。今月の計画件数は44件です。

申出人の住所・氏名・借賃、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。

それでは資料の14ページをご覧ください。整理番号1番、田2筆、4,496㎡の賃貸借です。

整理番号2番、畑5筆、22,016㎡の賃貸借です。

整理番号3番、田1筆、393㎡の使用貸借です。

整理番号4番、田1筆、899㎡の賃貸借です。

整理番号5番、田3筆、2,469㎡の賃貸借です。

整理番号6番、田3筆、1,253㎡の賃貸借です。

整理番号7番、田1筆、987㎡の賃貸借です。

整理番号8番、田1筆、994㎡の賃貸借です。

14から15ページです。整理番号9番、田1筆、1,009㎡の賃貸借です。

整理番号10番、田2筆、1,418㎡の賃貸借です。

整理番号11番、田1筆、993㎡の賃貸借です。

整理番号12番、田1筆、956㎡の賃貸借です。

整理番号13番、田1筆、1,002㎡の賃貸借です。

整理番号14番、田4筆、3,015㎡の賃貸借です。

整理番号15番、田3筆、1,727㎡の賃貸借です。

整理番号16番、田4筆、4,044㎡の賃貸借です。

15から16ページです。整理番号17番、田2筆、988㎡の

賃貸借です。

整理番号18番、田1筆、682 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号19番、田8筆、3, 572 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号20番、田1筆、990 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号21番、田3筆、2, 289 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号22番、田5筆、4, 276 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号23番、田1筆、1, 931 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

17ページです。整理番号24番、畑1筆、945 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号25番、田2筆、2, 264 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号26番、田4筆、5, 725 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号27番、畑1筆、651 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号28番、田1筆、2, 214 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号29番、田2筆、4, 184 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号30番、田2筆、3, 349 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号31番、畑5筆、11, 650 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

18ページです。整理番号32番、畑1筆、2, 471 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号33番、畑1筆、1, 059 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号34番、畑1筆、965 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号35番、田2筆、2, 641 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号36番、田1筆、2, 219 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号37番、田9筆、6, 442 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号38番、田2筆、3, 871 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号39番、田1筆、1, 948 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

19ページです。整理番号40番、田1筆、2, 300 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号41番、畑2筆、2, 328 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号42番、田2筆、2,201㎡の賃貸借です。

整理番号43番、畑2筆、田5筆、合計7筆、2,755㎡の使用賃貸借です。

整理番号44番、田3筆、6,273㎡の賃貸借です。

以上、本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること及び、農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

稲田議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第37号の審議に入ります。

整理番号4番から19番までの受け手は、吉田委員の同居する親族であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき吉田委員の退席を求めて審議します。吉田委員の退席をお願いします。

(吉田委員退席)

稲田議長

それでは、只今から整理番号4番から19番までについて各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号4番から19番までは、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。吉田委員の退席を解きます。

(吉田委員着席)

稲田議長

次に、整理番号42番の受け手は、園田委員であります。よって農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき園田委員の退席を求めて審議します。園田委員の退席をお願いします。

(園田委員退席)

稲田議長                    それでは、只今から整理番号42番について各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長                    質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号42番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長                    全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。園田委員の退席を解きます。

(園田委員着席)

稲田議長                    それでは、整理番号4番から19番までと42番を除く議案第37号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長                    質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号4番から19番までと42番を除く議案第37号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長                    全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第37号については、原案のとおり宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。

次に、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」と議案第39号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局                      議長。

稲田議長                    事務局。

事務局

議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。20ページをお開きください。

今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

21ページをお開きください。整理番号1番、申請地は大字〇〇、田1筆、2,931㎡を共同住宅として申請するものです。工事期間は令和5年12月末から令和6年8月末までとなっています。事業費につきましては、建築工事費が〇〇円、附帯設備工事費が〇〇円、その他諸経費〇〇円、合計〇〇円を融資により対応されます。雨水については北側水路へ放流し、生活排水及び汚水については合併浄化槽にて処理後、北側水路にて排水します。

議案第39号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。今月の証明願い件数は1件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

23ページをお開きください。整理番号1番、場所が、大字〇〇、田1筆、406㎡です。申請理由は山林です。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

稲田議長

事務局の説明が終わりました。議案第38号と第39号については、10月30日に、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員長から報告をお願いします。

山下第1小委員長

議長。

稲田議長

山下第1小委員長。

山下第1小委員長

それでは、第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、10月30日に、委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、4条申請1件、非農地証明願い1件でございます。

議案第38号、農地法第4条、整理番号1番についてご説明いたします。

申請人は今回、共同住宅を建設したく、申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南東に約200mのところに位置します。申請地の状況は、東側と南側は市道、北側と西側は宅地に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第39号非農地証明願いについてご説明いたします。

非農地証明願いの1件につきましては、市の公用車では行くことが出来ませんでしたので、事務局が用意した航空写真や現況写真を見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。

以上、第1小委員会は、慎重審議しました結果、農地法第4条1件、非農地証明願い1件、計2件については、全会一致で許可相当及び非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

稲田議長  
事務局  
稲田議長  
事務局

続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

議長。

事務局。

判断根拠をご説明いたします。農地法第4条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第38号から第39号の計2件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

稲田議長 　　ただいま、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。  
　　これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はあり  
ませんか。

栗下委員 　　議長。

稲田議長 　　栗下委員。

栗下委員 　　議案第38号整理番号1番の共同住宅は何戸数の入居の予定があ  
るのですか。

事務局 　　議長。

稲田議長 　　事務局。

事務局 　　10部屋のアパートが2棟、6部屋のアパートが2棟ですので、  
合計32部屋となります。

稲田議長 　　他に質疑はありませんか。  
　　(なしと言う者多数あり)

稲田議長 　　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。  
　　議案第38号と議案第39号に対する第1小委員長の判断は、許  
可相当であります。  
　　また、事務局の判断も許可等相当であります。お諮りいたします。  
議案第38号と第39号は、原案のとおり承認することに賛成の委  
員の挙手を求めます。  
　　(全員挙手)

稲田議長 　　全員賛成と認めます。議案第38号は、原案のとおり、許可相当  
として知事に意見書を送付いたします。また、議案第39号は、お  
諮りのとおり決定いたします。  
　　以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前9時35分